

教育編

【小・中学校の就学援助措置】

- ◆ 被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
- ◆ 被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者を対象とし、避難されている方もこの制度を活用することができます。
- ◆ 所得書類の提出が困難な場合には、被災証明書又は被災証明書、被災地域に在住していたことを証明する書類（免許証等）、市町村担当者による児童又は生徒本人、保護者等からの聞き取りによる確認等、弾力的に確認を行っています。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村教育委員会又は宮城県義務教育課（Tel:022-211-3643）にお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学金の貸与】

- ◆ 災害救助法が適用された宮城県内の世帯の学生に対する緊急採用奨学金の貸与申請を受け付けています。
- ◆ 災害により奨学金の返還が困難な場合には、返還期限の猶予制度が利用できます。
- ◆ 詳しくは、貸与申請については在学している学校に、返還期限の猶予については独立行政法人日本学生支援機構（Tel:0570-03-7240（ナビダイヤル）、03-6743-6100）にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)